

WTO 法の物品の貿易における差別及び非差別措置の禁止の射程に関する一考察  
—EU 法との比較検討—

ジャン・モネ EU 研究センター（慶應義塾大学）

東 史彦

本報告では、WTO 法および EU 法における税制による障壁および税制によらない障壁の規律をそれぞれ比較し、WTO 法は、EU 法に比して、物品の貿易における差別・非差別措置に対してどのようなアプローチをとっているのか、および WTO 法に対する EU 法アプローチの影響を探った。

考察は、物品の輸入貿易に関わる、GATT III 条、XI 条、TBT 協定、SPS 協定、TFEU30 条、TFEU110 条、TFEU34 条関連の実体的側面について行った。

比較検討により、以下の点が明らかとなった。

まず、税制関連措置について、WTO 法は GATT II 条にもとづく関税賦課による外国産品と自国産品との差別を許容しているところ、EU 法は TFEU30 条により関税および関税と同等の効果を有する措置を厳格に禁止している。

次に、差別的国内税（GATT III 条、TFEU110 条）について、WTO 法は直接的差別に正当化の余地がありうる一方、EU の場合にはその余地がない。

また、非差別適用措置の禁止の射程は、WTO 法より EU 法において、より広い。EU 法では、一般的に（販売取決以外の非差別適用措置について）外国産品に二重の負担を生じるため禁止されている一方で、WTO 法では、例外的に PPM、TBT 措置、SPS 措置が禁止される。

こうした差別・非差別的措置に対する WTO 法と EU 法の立場の相違の理由には、以下の点が指摘できる。

まず、EU 法では差別禁止は基本権でもあるが、WTO 法では一般的な差別禁止原則が存在しないことである。また、EU 法では、差別禁止にもとづく権利が国籍に関わりなく保障されるが、WTO 法は外国産品の保護を目的とする点に相違がある。こうした相違の理由としては、WTO は貿易の機能に特化した機関であり、EU はそれ以外の任務・目的をも有する機関であるという目的の相違が考えられる。

今後の課題としては、本研究報告で扱わなかった輸出の側面、および物の貿易の他にサービスの貿易についても、今回の研究報告における考察を発展させていきたい。